



2026年1月23日

各 位

会 社 名 株式会社サックスバー ホールディングス
代表者名 代表取締役社長執行役員 木山 剛史
(コード番号 9990 東証プライム)
問合せ先 取締役専務執行役員 山田 陽
TEL 03-3654-5315

譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年7月1日		
(2) 処分する株式の種類及び総数	当社普通株式 226,900 株		
(3) 処分価額	1株につき 821 円		
(4) 処分総額	186,284,900 円		
(5) 割当予定先	当社従業員 24 名 12,900 株 当社子会社取締役 6 名 5,100 株 当社子会社従業員 670 名 208,900 株		
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。		

2. 処分の目的及び理由

2025年11月19日付「譲渡制限付株式インセンティブ制度の導入に関するお知らせ」のとおり、当社は、当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員（以下、「割当対象者」といいます。）が当社株式を所有することで経営参画意識を高め、当社企業価値の持続的な向上を目指すと共に、株主の皆様と一層の価値共有を進める事で、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、また、付与される株式に譲渡制限期間を設定する事で、中長期的かつ継続的な勤務を促すことを目的として、特定譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを、2025年11月19日の取締役会で決議しております。

その上で、当社は、本日開催の取締役会の決議により、本制度の目的、当社の業績その他諸般の事情を勘案し、割当対象者 700 名に対し、金銭報酬債権合計 186,284,900 円（以下、「本金銭報酬債権」といいます。）を支給することを決議し、同じく本日開催の取締役会において、本制度に基づき、割当予定先である割当対象者 700 名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することにより、当社の普通株式 226,900 株（以下、「本割当株式」といいます。）を処分することを決議いたしました。なお、本割当株式は、引受けを希望する割当対象者に対してのみ割り当てるものであり、当該割当対象者に対して現物出資するための本金銭報酬債権が当社から支給されるものであるため、本制度の導入によって当社の従業員賃金が減額されることはありません。また、本制度の導入目的である企業価値の持続的な向上及び株主の皆様との価値共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間を 3 年間としております。

<株式割当契約の概要>

当社は、割当対象者との間で個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下

のとおりです。

(1) 謾渡制限期間

2026年7月1日から2029年7月1日まで

割当対象者は、上記に定める謹渡制限期間（以下、「本謹渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、謹渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものとします。

(2) 謹渡制限の解除条件

割当対象者が本謹渡制限期間中、継続して当社又は当子会社の取締役又は従業員の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本謹渡制限期間が満了した時点をもって謹渡制限を解除いたします。

但し、割当対象者が、本謹渡制限期間が満了する前に、取締役への昇格による場合を除く定年等の当社取締役会が正当と認める理由により退職した場合、払込期日を含む月の翌月から退職等した日を含む月までの月数を36で除した数に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（計算の結果その数が1を超える場合は1とします。）の株数（但し、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）の株式について、割当対象者の退職の直後の時点をもって謹渡制限を解除いたします。

(3) 無償取得事由

上記(2)で定める謹渡制限解除時点において、謹渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本謹渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関する当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、払込期日を含む月の翌月から当該承認の日（以下、「組織再編等承認日」といいます。）を含む月までの月数を36で除した数（計算の結果その数が1を超える場合は1とします。）に、組織再編等承認日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数（但し、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）について、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、謹渡制限を解除いたします。その場合、謹渡制限が解除された直後の時点において、謹渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) 株式の管理

割当対象者は、みずほ証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する専用口座を開設し、謹渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものといたします。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、取締役会の直前営業日（2026年1月22日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である821円としております。これは、当社取締役会の決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上